

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和 6 年 10 月 15 日

収支等命令者

佐賀県県民環境部くらしの安全安心課長 大野 純子

1 競争入札に付する事項

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 品名・規格 | マスコンパレータ更新 |
| (2) 入札条件等 | 入札条件書による |
| (3) 納入期限 | 令和 7 年 3 月 31 日（月曜日） |
| (4) 納入場所 | 佐賀県計量検査場（佐賀市鍋島町八戸溝 119） |
| (5) 入札方法 | |

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和 41 年佐賀県告示第 129 号）に規定する入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有し、かつ佐賀県内に本店、支店又は営業所のいずれかを有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る入札参加資格停止若しくは指名停止処分を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年

法律第 77 号) 第 2 条第 2 号) に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(7) 入札参加届を提出していない者は、入札に参加できません。

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、別添の入札参加届(様式第 1 号)及び営業概要書(様式第 2 号)を令和 6 年 10 月 23 日(水曜日)17 時までに 4 の(1)に持参又は郵送(必着)すること。

また、入札参加届及び営業概要書を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した入札辞退届(様式第 5 号)を書面で提出してください。

4 入札書の提出場所等

(1) 担当課

郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

佐賀県県民環境部くらしの安全安心課 食育・計量担当(旧館 1 階)

電話番号 0952-25-7069

メールアドレス kurashianzen@pref.saga.lg.jp

(2) 入札の方法

4 の(3)に入札書(様式第 3 号)を直接持参すること。ただし、代理人が入札参加する場合は、委任状(様式第 4 号)を併せて提出すること。

(3) 入札の日時及び場所

令和 6 年 10 月 30 日(水)10 時 佐賀県庁旧館 1 階 県民環境部内会議室

(4) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に 4 の(1)に確認すること。

(5) 入札への質問

4の(1)に質問書(様式第6号)をメールにて令和6年10月22日(火)までに提出すること。

(6) 質問への回答

質問書を受理した場合、質問のあったものに対しては速やかに、メールにて回答し、佐賀県のHP上で閲覧に供する。

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号により免除する。

イ 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

カ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者

キ 民法(明治29年法律第89号)第95条の規定により無効と認められるものを提出した者

ク 1人で2以上の入札をした者

ケ 代理人でその資格のない者

コ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(3) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札参加者の負担とします。

ア 入札参加者が談合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

ア 入札金額が予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札

を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とする。

イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返すこととする。

ウ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

エ 第一回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1回目を含め3回を限度）を行う。